

公立大学法人横浜市立大学規程第 42 号

公立大学法人横浜市立大学学校医に関する規程

(学校医)

- 第1条 学生及び教職員の健康の保持増進を図り、研究教育活動の円滑な実施を図るため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条の規定に基づき、学校医を配置する。
- 2 学校医は、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 22 条に定める職務を行う。
- 3 保健管理センター長（以下「センター長」という。）は、学校医を兼ねることができる。
なお、センター長は、センター長を補佐する学校医を別に置くことができる。
- 4 センター長を補佐する学校医は、センター長が推薦し、理事長が委嘱する。
- 5 センター長を補佐する学校医の任期は、1 年とする。ただし、これを更新することができる。

(相談医)

- 第2条 第1条で定める学校医のほか、学校における保健管理に関する専門的事項を行う相談医を配置することができる。
- 2 相談医は、センター長が推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 相談医の任期は、1 年とする。ただし、これを更新することができる。

(委任)

- 第3条 この規定の実施に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。